

下水道施設における 包括的民間委託について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 下水道管理指導室

指導係長 あきば たけひろ 秋葉 壮礼

1 はじめに

下水道施設の維持管理業務は、約9割が民間に委託されているところである。その多くは委託者が定める仕様に基づき発注されるものであるが、近年、民間事業者の創意工夫をより高めることにより、維持管理の効率性と質の確保を図る包括的民間委託の導入が進められている。

この包括的民間委託は、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方で、複数業務を複数年度にわたり委託するというものである。

2 下水処理場における包括的民間委託の現状と課題

下水処理場における包括的民間委託の導入箇所数は、平成24年度末時点で、全国で280を超え（全国の下水処理場の約13%）、年々増加傾向にある。

この包括的民間委託を行うことにより、従来、委託者（地方公共団体）が実施していた多くの業務を民間事業者任せにすることとなるが、留意すべ

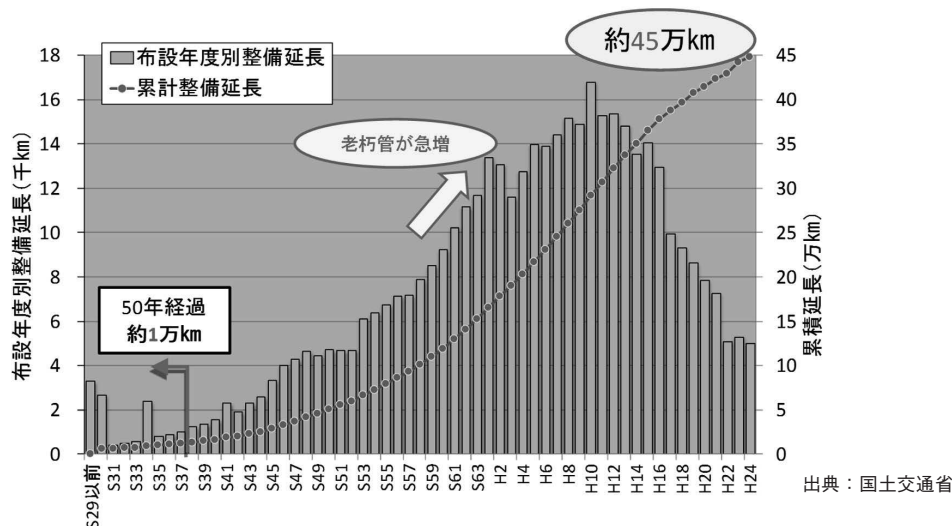
きこととして、地方公共団体は下水道法第3条に定められた管理を行わなければならないことになりはなくなり、民間事業者に対して、指導・監督から監視・評価を行う必要があるというところである。このことに関連し、近年、課題が生じつつある。

それは、包括的民間委託の導入により、委託者である地方公共団体においては、体制等の効率化が図られる一方で、現場の実務に携わる職員が減少することにより、委託者における技術力の低下が懸念されるということである。

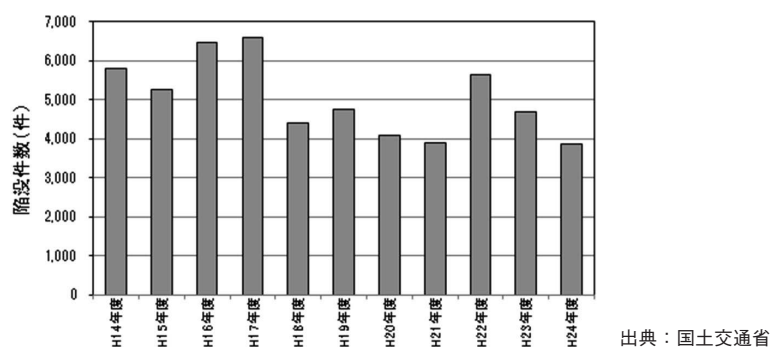
これにより、委託業務の履行監視・評価が適切になされない恐れがあることに加え、施設の健全性の判断を踏まえた予防的維持管理の実施に支障が出るおそれもある。これらは1期の契約にとどまらず、次期の入札・契約にも影響を与えかねないものである。

こうした課題を解決していくためには、技術力が不足する地方公共団体を補完する枠組みが構築されている必要がある。その主体は、現状、官民両方考えられるであろうが、今後期待されるものの一つとして、例えば、政令指定都市をはじめとする地域の中心都市や流域下水道の維持管理のノウハウを有する下水道公社等が、その中心的な役割を果たす者になり得るものと考えられる。

補完を行う側の体制の確立や受け入れる側の意向や費用負担など合意形成にいたるまでは課題があり、一朝一夕にはいかないだろうが、先般改正



図—1 下水道管路の布設年度別整備延長



図—2 下水道管路に起因する道路陥没件数

された地方自治法により創設された連携協約や事務の代替執行制度の活用なども今後、有用になり得るだろう。

3

下水道管路施設における包括的民間委託の現状と課題

一方、下水道管路施設における包括的民間委託は、現状では下水処理場のそれとは異なる。それは何かというと、「管路施設情報や過去の点検・調査等の維持管理情報が十分に管理・蓄積されていないため、ふさわしい性能設定ができない」ということや、「管路施設の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因（交通荷重等）により変化してしまうこともあることから、受託者の業務を評価・監視する指標が設定しづらい」といったことがあり、仕様発注であるという点である。

話題が本題から少し離れるかもしれないが、下水道管路施設の状況としては、平成24年度末時点で延長は約45万km、そのうち建設後50年以上が経過する管路施設は、全国で約1万kmとなっている。これらの下水道管路施設は、全国的に高度成長期以降に急激な整備が行われたこともあり、今後、老朽化施設の急増による下水道施設機能への影響が懸念されている。また、下水道管路に起因する道路陥没件数は、近年およそ4,000件であり、その対策が急務となっている。

このような状況の中で、将来増加する恐れのある下水道施設の機能停止や事故の発生とそれに伴う改修費の増加等を予防・抑制するためには、従来の事後対応型維持管理から予防保全型維持管理への転換を図る必要がある。

こうした予防保全型維持管理を行うための前提として、当該下水道管理者がどのような管路施設

表一 下水道管路施設の包括的民間委託における標準的なパッケージ対象業務

区 分			備考
1) 管理保全業務	①計画的業務	巡視・点検業務 調査業務（目視、TVカメラ、その他） 清掃 修繕 維持管理情報の管理 次年度以降の維持管理業務の提案 下水道管路維持管理計画の見直し	定期清掃 計画的修繕
	②問題解決業務	不明水対策、悪臭対策等	
	③住民対応等業務	事故対応（道路陥没、管路閉塞等） 住民対応（苦情を含む） 他工事等立会	緊急清掃、緊急修繕等を含む 緊急清掃等を含む
2) 災害対応業務	被災状況把握等		
	二次災害防止等緊急措置・対応		

基本パッケージ

必要に応じて追加

を所有し、どのような状態で、どのような管理がなされているかを把握した上で、管理目標を設定している必要があり、さらに、その管理目標を達成すべく、維持管理計画を策定することが必要であるが、維持管理計画の策定率は、以前に行った調査結果によると、約3割という状況である。

そこで、これまで直営または個別に委託していた業務をできるだけまとめ、複数年契約で民間に委託することは、民間の創意工夫を活かした維持管理の効率化と質の向上が期待され、予防保全型維持管理に資すると考えられるところなのである。前述の理由から、現状では仕様発注であるが、下水道管路施設においては、これを包括的民間委託と称し、導入の促進を図ろうとしているところである。

こうした特徴を持つ下水道管路施設の管理における包括的民間委託は、以前から東京都青梅市、石川県かほく市、鳥取県鳥取市で行われているが、本年4月から大阪府堺市、大阪府河内長野市、滋賀県大津市で新たに行われているところである。

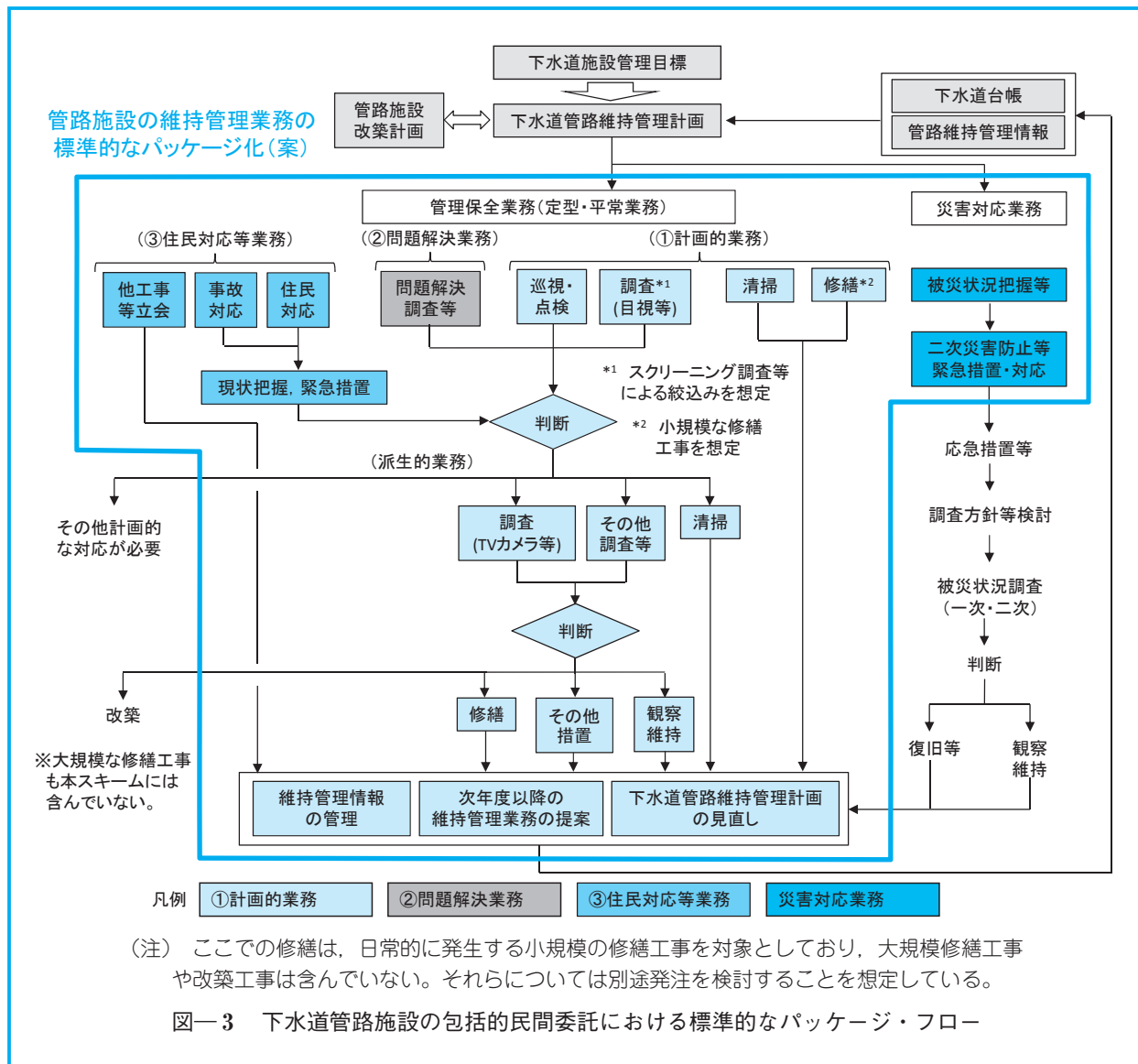
国土交通省における直近の取り組みとしては、「下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会」（座長：長岡裕 東京都市大学工学部教授）を昨年度に開催し、本年3月に「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」がとりまとめられたところであり、周知に努めているところである。

すでに内容をご存じの方もいると思うが、簡単に説明させていただきたい。このガイドラインは、下水道管路施設において、これから包括的民間委託を導入しようとする地方公共団体等向けに、より実践的に、包括的民間委託導入の基本的な考え方や検討すべき留意事項等について整理したものである。

その構成は、第1章で、包括的民間委託の意義や効果について説明した上で、第2章では、対象とする標準的な業務や導入する際の事務的プロセス、第3章では、各プロセスにおける検討事項、第4章では、その他の留意事項について解説を行っている。また、参考資料として、具体的な導入検討事例、標準契約書（例）、標準仕様書（例）を添付している。

ポイントとしては、まず、下水道管路施設における維持管理業務のうち、巡視・点検業務、調査業務、清掃、修繕、これらから得られる情報の管理などの計画的業務を基本パッケージとしつつ、状況に応じて、災害対応や住民対応に関する業務を追加するといった業務の整理が必要であるということ。

次に、包括的民間委託の導入に当たっては、前述の業務内容の整理に加え、契約方式および仕組み等も含めた事業スキームの検討をはじめとして、予算確保、発注までの準備作業、事業者選定等、多岐にわたる準備が必要となるため、関係部門と連携した作業体制の整備を図ることが望まし



いこと。

さらに、受託者選定方式については、民間の創意工夫を活かした技術提案がなされるよう、総合評価一般競争入札、あるいは公募型プロポーザル方式の導入を推奨しているといったことである。

なお、包括的民間委託が民間事業者にとって魅力ある内容とするためには、（これは下水道管路施設のみならず、下水処理場にも共通することであるが）民間事業者のインセンティブを確保する仕組みづくりに留意する必要がある。これは、包括的民間委託を導入する際の委託者側の動機の一つとして、コスト縮減が挙げられるわけだが、コスト縮減のみを追求することにより、民間事業者の維持管理の効率化・質の確保に向けた努力の成果を民間事業者に適切に還元されなくなる恐れが

あるためである。例えば、必要な経費等を考慮した適正な予定価格の設定、ユーティリティ（必要な資材、薬剤、電力、燃料等）についての物価変動の反映、引継ぎに係る対応などが挙げられる。

下水道管路施設の包括的民間委託について、今後の導入の拡大に当たっては、例えば必要な基礎的データの収集を先行して行ったり、エリア・業務を区切って段階的に運用していくなど、戦略的な視点を持って、できることから徐々に手がけていただく必要があると思われる。また、性能発注をはじめとした民間の創意工夫を業務に反映させるさらなる方策について、管路施設特有の特性を踏まえ、試行錯誤しながら、積極的に取り入れていけるよう、引き続き取り組んでいく必要があるところである。